



◆◆◆ 水土里ネット有田川からのお知らせ ◆◆◆

◇令和6年度 田植え水の通水日程等

水土里ネット有田川

水系名	通水開始	土用干し(予定)	落とし水(予定)
吉備井関係	6月 1日	-----	9月23日
宮原井関係	6月 1日	7月13日 ~ 7月18日	9月23日
糸我井関係	6月 1日	7月15日 ~ 7月20日	9月 5日
保田井関係	6月 1日	7月22日 ~ 7月27日	9月23日
宮崎地区	6月 1日	7月13日 ~ 7月22日	9月13日

ご 注 意 を !

通水が始まりますと普段は流れていない農業用水路に多くの水が流れます。ご注意ください。

◇土地改良施設の持つ多面的機能

用排水路などに代表される土地改良施設は、農作物の生産に利用されるだけでなく、土壌保全、地下水のかん養、治水をはじめ、親水空間の創出、景観の保全などの役割を果たしています。また、排水路は地域の排水としても広く利用されています。

◇土地改良区(水土里ネット)とは?

土地改良区は、土地改良法に基づき定められた公的な法人で、全国に約7千箇所あり、我が国の食料生産に欠かせない農地や水路などの整備を行い、かんがい排水を行うとともに、それら施設の維持管理等、地域農業の生産基盤を支える団体です。

※農薬を使用される皆様へ※

近年、当土地改良区管内において、水路又は側溝等への残農薬の排水等により魚類等の大量死が発生しております。残農薬を水路等に捨てるなどの行為は行わない様に調合量を当初から計算し、スプリンクラー施設にて散布を行う際は、水路等に飛散しない様角度の調整・確認をお願い致します。

水路は地域の財産です。
周辺の環境美化にご協力を!

水土里ネットは土地改良区の愛称です。

水土里ネット有田川(有田川土地改良区)
TEL0737-88-7551・FAX0737-88-7552



【裏面もご参照ください】

◆◆◆◆◆◆ この様な時には届出を ◆◆◆◆◆◆

[組合員資格の変更や農地を移動した場合]

『組合員資格得喪通知書』の提出を！

1. 農地の全部又は一部を売買・貸借・交換・贈与したとき
2. 組合員が亡くなられたとき、経営を移譲をしたとき
3. 農業者年金(経営移譲年金)を受けようとするとき
4. 住所を変更したとき

※ 土地改良区の土地台帳面積・組合員等の変更は、公共機関(法務局・市町村・農業委員会)等に農地の転用の変更手続きをしても、ご本人が直接土地改良区への届出をして頂かなければ変更はされません。

従って届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、ご注意ください。

〰〰〰〰〰〰〰〰

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

〰〰〰〰〰〰〰〰

[農地を転用する場合]

『農地転用についての申出書』・『地区除外申請書』の提出を！

1. 農地を転用するとき(宅地・道路等にするとき)

※ この様な場合は、転用組合員と転用関係者連名で『農地転用についての申出書』と併せて『地区除外申請書』を提出してください。

※ 水田並びに転換畑を転用する場合、農地転用地区除外決済金と手数料が必要となります。

また、畑地かんがい施設加入地については、畑灌維持費決済金と別途畑地かんがい施設脱退修正工事費が必要となります。

『移動報告書』の提出を！

1. 公共事業等(道路改修・河川改修等)で農地が買収されたとき

※ 公共事業等での買収であっても、ご本人が直接土地改良区への届出をして頂かなければ変更はされません。

〰〰〰〰〰〰〰〰

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

〰〰〰〰〰〰〰〰

[土地改良施設を使用、又は利用したい場合]

『浄化槽排水放流水路使用許可申請書』の提出を！

1. 合併浄化槽処理排水の放流について、当土地改良区管内の土地改良施設である排水路を使用したいとき

※ この様な場合は、上記申請書を土地改良区に提出してください。

※ 浄化槽排水放流水路使用料並びに手数料が必要となります。

『土地改良施設利用許可申請書』の提出を！

1. 土地改良施設(用水路等)を架橋進入路等で利用したいとき

※ この様な場合は、上記申請書を土地改良区に提出してください。

※ 利用料並びに手数料が必要となります。